



栃木県公報

令和2（2020）年
1月7日（火）
第68号

目次

告 示

○予定保安林	1
○解除予定保安林	2
○道路の供用開始	2
○都市計画事業計画の変更認可	2
○公の施設に係る指定管理者の指定	3
教育委員会	
○令和2（2020）年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日	4

告 示

栃木県告示第1号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2（2020）年1月7日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市引田字逢沢1915、1932-1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字逢沢1932-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田原市須賀川字大道沢1391-1・1391-2・1392・字成沢3833-1・3833-2（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、字別玉沢3835、字前ヶ沢3836から3840まで、字金洗沢3843から3845まで、3848、3849、字ガンカ沢3850-1、3851、3852、3853-1、字大金沢3854、3855、3858、字米梨沢3859-1・3859-7・3859-13（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、3861、3862
- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第2号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

1 解除予定保安林の所在場所

日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年1月7日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道121号	下都賀郡壬生町大字上田311-5から 下都賀郡壬生町大字上田115-2まで	令和2(2020)年 1月7日

(道路保全課)

栃木県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1154号小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和元(2020)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

小山市

2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道

3 事業施行期間

昭和46(1971)年12月28日～令和5(2023)年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1154号、昭和55年栃木県告示第201号、昭和61年栃木県告示第187号、昭和62年栃木県告示第950号、平成3年栃木県告示第403号、平成4年栃木県告示第592号、平成7年栃木県告示第104号、平成10年栃木県告示第150号、平成12年栃木県告示第108号、平成13年栃木県告示第181号、平成14年栃木県告示第279号、平成17年栃木県告示第830号、平成19年栃木県告示第254号、平成22年栃木県告示第85号、平成22年栃木県告示第261号、平成23年栃木県告示第168号、平成25年栃木県告示第158号、平成26年栃木県告示第122号、平成27年告示第326号及び平成29年告示第318号の事業地から大字塩沢字反高、大字神鳥谷字八幡南、大字三拝川岸字橋下及び字大日山、中央町一丁目、大字外城字城下、駅東通り三丁目、大字小山字五反田、犬塚五丁目、若木町三丁目、大字大行寺字下川原及び字上川原、大字雨ヶ谷字本田並びに美しが丘二丁目を除きすべて削り、大字神鳥谷字八幡南、大字三拝川岸字橋下及び字大日山、中央町一丁目、大字外城字城下、駅東通り三丁目、大字小山字五反田、犬塚五丁目、若木町三丁目、大字大行寺字下川原及び字上川原、大字雨ヶ谷字本田並びに美しが丘二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和46年栃木県告示第1154号、昭和55年栃木県告示第201号、昭和61年栃木県告示第187号、昭和62年栃木県告示第950号、平成3年栃木県告示第403号、平成4年栃木県告示第592号、平成7年栃木県告示第104号、平成10年栃木県告示第150号、平成12年栃木県告示第108号、平成13年栃木県告示第181号、平成14年栃木県告示第279号、平成17年栃木県告示第830号、平成19年栃木県告示第254号、平成22年栃木県告示第85号、平成22年栃木県告示第261号、平成23年栃木県告示第168号、平成25年栃木県告示第158号、平成26年栃木県告示第122号、平成27年告示第326号及び平成29年告示第318号の収用とした事業地から大字塩沢字反高、大字神鳥谷字八幡南、大字三拝川岸字橋下及び字大日山、中央町一丁目、大字外城字城下、駅東通り三丁目、大字小山字五反田、犬塚五丁目、若木町三丁目、大字大行寺字下川原及び字上川原、大字雨ヶ谷字本田並びに美しが丘二丁目を除きすべてを使用の部分とし、大字神鳥谷字八幡南、大字三拝川岸字橋下及び字大日山、中央町一丁目、大字外城字城下、駅東通り三丁目、大字小山字五反田、犬塚五丁目、若木町三丁目、大字大行寺字下川原及び字上川原、大字雨ヶ谷字本田、美しが丘二丁目、大字横倉字上林、字浦里、字三竹、字長谷、字十二神、字県道、字中林、字宮ノ内及び字西原並びに大字横倉新田字欠塚及び字十二神を加え、大字横倉新田字守武において事業地を変更する。

(都市整備課)

栃木県告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年1月7日

栃木県知事 福田 富一

施設の名 称	指 定 管 理 者 の 名 称 及 び その代表者又は管理人の氏名	指 定 管 理 者 の 住 所	指 定 期 間	所 管 課
栃木県総合運動公園 (北・中央エリア) とちぎスポーツ医科学センター	総合運動公園北・中央エリア指 定管理グループ 代表者 公益財団法人栃木県体 育協会 理事長 小 祝 章 二	宇都宮市中戸祭 1丁目6番3号	令和2(2020) 年4月1日から 令和5(2023) 年3月31日まで	教育委員会事 務局 スポーツ振興 課 県土整備部 都市整備課

栃木県総合運動公園 (東エリア(栃木 県体育館分館を除 く))	株式会社グリーンとちぎ 代表取締役 西尾元宏	宇都宮市東宿郷 3丁目10番9号	令和2(2020) 年4月1日から 令和18(2036) 年3月31日まで	教育委員会事 務局 スポーツ振興 課 県土整備部 総合スポーツ ゾーン整備室
--	---------------------------	---------------------	--	--

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第1号

令和2(2020)年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日を次のとおりとする。

ただし、真にやむを得ない事情のあるものについては、その都度行う。

令和2(2020)年1月7日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

- ・令和2(2020)年3月25日(水)
- ・令和2(2020)年4月10日(金)
- ・令和2(2020)年8月24日(月)

(高校教育課)